

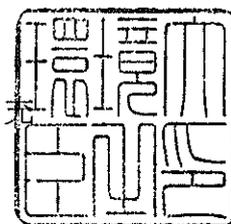
諮問 第 3 6 5 号
環自総発第1311221号
平成25年11月22日

中央環境審議会

会長 武内 和彦 殿

環境大臣臨時代理

国 務 大 臣 茂 木 敏 夫



愛がん動物用飼料の基準及び規格の改正について（諮問）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

法第5条第1項に基づく愛がん動物用飼料の基準及び規格を改正し、次の成分について愛玩動物用飼料の成分規格等を設定することについて

メラミン